

確 認 書

新潟県（以下「甲」という。）と東京電力ホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、柏崎刈羽原子力発電所6、7号機フィルタベント設備について、甲乙合意の上、下記のとおり確認する。

記

- 1 フィルタベント設備については、地元避難計画との整合性を持たせ、「東京電力柏崎刈羽原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定書」（以下「安全協定」という。）に基づく了解が得られない限り供用できない設備であること。
- 2 甲の了解がないにも関わらず、乙が当該設備を供用した場合は、甲は安全協定第14条に基づく適切な措置を講ずることを求めること。
- 3 甲が安全協定第14条に基づく適切な措置を講ずることを求めたときは、乙は誠意を持ってこれに応ずること。

上記のとおり確認したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成29年6月7日

甲 新潟県
代表者 新潟県知事 米山 隆一

乙 東京電力ホールディングス株式会社
代表執行役社長 廣瀬 直己